

# 県産加工用米等価格高騰対策事業補助金交付要綱

制定 令和7年12月22日付け7産技第351号

## (趣旨)

第1条 この要綱は、県産酒米及び加工用米（以下、「県産加工用米等」という。）の高騰に直面する中小企業者の負担を軽減するため、県産加工用米等を購入する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 この要綱において、補助金の交付対象となる事業者（以下、「補助事業者」という。）は、県内に本社を置き、県産加工用米等により清酒や味噌等の製造を行う中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に定める中小企業者をいう。）とする。

## (交付要件)

第3条 補助事業者は、次の各号に掲げる要件に取り組むものとする。

### (1) 必須要件

県産加工用米等価格高騰対策事業に係る経営改善計画書の策定と実行

### (2) 選択要件

補助事業者は、次のいずれか1項目以上に取り組むものとする。

ア 作業工程等の見直しに向けた、県工業技術総合センター等による技術指導を受けていること

イ 販路拡大に向けた、展示商談会への出展

ウ 価格転嫁や経営改善に向けた、コーディネーターによるサポートの利用やセミナーの受講

## (補助対象期間)

第4条 補助対象期間は、令和7年9月1日から令和8年2月15日までとする。なお、前条（1）及び（2）に掲げる要件については別表1に掲げるとおりとする。

## (補助対象品目)

第5条 補助対象品目は、次のとおりとする。

### (1) 県産加工用米

令和7年産の県産加工用米（うるち米、もち米）

### (2) 県産酒米

令和7年産の県産酒造好適米

## (補助率及び補助金単価上限額)

第6条 前条の補助金の補助率は、2分の1以内とする。

2 前条の補助金の対象経費及び補助単価上限額は、別表2に掲げるとおりとする。

## (事業の実施及び内示)

第7条 補助事業者は、事業の実施にあたり、次に掲げる事項を行うこととする。

（1）県産加工用米等価格高騰対策事業実施計画書（様式第1号）を作成し、知事に提出すること。

（2）前号には、次に掲げる書類を添付すること。

ア 県産加工用米等価格高騰対策事業に係る加工用米等購入計画兼実績

（様式第2号－1、様式第2号－2）

- イ 誓約書（様式第3号）
  - ウ 県産加工用米等価格高騰対策事業に係る経営改善計画書（様式第4号）
  - エ 県産加工用米等価格高騰対策事業に係る研修受講計画兼実績（様式第5号）
  - オ 前号に掲げるもののほか、知事が必要であると認めるもの
- 2 知事は、県産加工用米等価格高騰対策事業実施計画書の提出を受けたときには、内容が適切であるかを審査し、適當と認められるときは、県産加工用米等価格高騰対策事業実施計画の承認と補助金の内示について（様式第6号）により補助事業者に通知する。

#### （補助金の交付申請及び実績報告書）

第8条 補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、規則第3条の規定により、次の各号の関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 県産加工用米等価格高騰対策事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第7号）
- (2) 県産加工用米等価格高騰対策事業に係る加工用米等購入計画兼実績  
（様式第2号－1号、様式第2号－2）

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない各事業実施主体に係る部分については、この限りでない。この場合において、補助事業者は、第10条第2項の規定による報告をするものとする。

3 規則第12条第1項に規定する関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 県産加工用米等の購入実績が分かるもの

　購入日（支払日）、産地（長野県産であることが分かる）、米の種類（酒米、加工用米であることが分かる）、数量が記載されているもの

- (2) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

4 前項に規定する書類の提出期限は、令和8年2月末日までとする。

#### （補助金の交付決定及び額の確定）

第9条 知事は、前条に基づき、県産加工用米等価格高騰対策事業交付申請書兼実績報告書（様式第7号）の提出があったときには、これを審査し、適當と認められたときは、速やかに交付決定を行うものとする。

2 前項は、額の確定を兼ねるものとし、補助事業者に県産加工用米等価格高騰対策事業補助金交付決定兼額の確定について（様式第8号）により通知するものとする。

3 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、県産加工用米等価格高騰対策事業補助金交付請求書（様式第9号）を知事に提出するものとする。

#### （消費税仕入控除税額の報告）

第10条 第8条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、同条第3項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

2 第8条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、同条第3項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相

当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を県産加工用米等価格高騰対策事業補助金仕入控除税額等報告書（様式第 10 号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、規則第 13 条第 1 項の補助事業の額の確定のあった日の年の 6 月 17 日までに、同様式により知事に報告するものとする。

- 3 前 2 項の規定は、規則第 14 条第 2 項の規定により是正措置がなされて報告する場合に準用する。

#### （補助の条件）

第 11 条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ知事に申請してその承認を受けること。また、補助事業が予定の期間内に完了しないとき（事業遂行が困難となったときを含む。）は、速やかに知事に届出を行い、その指示を受けること。
- (2) 補助金を交付の目的に反して使用してはならないこと。
- (3) 補助事業の実施に当たっては、暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

#### （申請の取下げ）

第 12 条 補助事業者は、規則第 7 条第 1 項の規定による申請の取下げを行う場合は、その旨を記載した書面（任意様式）を知事に提出しなければならない。

#### （補助金の交付決定の取消し等）

第 13 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助事業者が法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反する行為があったとき
  - (2) 不正の手段、事務手続きの遅延、その他不適当な行為により補助金の交付を受けたとき又は受けようとするとき
  - (3) その他この要綱の規定及び補助金交付の条件に違反する行為があったとき
- 2 知事は、第 8 条に定める実績報告書の提出期限までに、第 3 条において定めた要件を実施していない場合、又は、実施する意欲がないと判断した時は交付の決定を取り消すものとする。
- 3 知事は、補助金の交付の決定が取り消された場合において、既に補助金が支払われているときは、補助事業者に対して期限を定めて、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 4 知事は、第 1 項又は第 2 項までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95% の割合で計算した加算金の納付を併せて命じるものとする。
- 5 補助事業者は、知事から補助金の返還を求められ、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(報告等)

第 14 条 知事は、この要綱の実施において必要があると認めるときは、補助事業者に対し、報告又は書類の提出を求め、若しくは調査することができる。

(関係書類の保管)

第 15 条 補助事業者は、補助事業に係る資料及び収支等を記載した帳簿を設け、その証拠となる書類を整備しておかなければならない。

2 補助事業者は、補助金の額の確定の日に属する年度の終了後 5 年間、前項の資料及び収支等を記載した帳簿をすべて保管しておかなければならない。

(立入検査)

第 16 条 補助事業者は、県が必要に応じて行う立入検査に協力すること。また、この検査により、返還命令等の指示が出された場合においては、これに従うこと。

(情報管理及び秘密保持)

第 17 条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報について、情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がない場合は情報の性質に応じ、法令を遵守して適正に管理し、利用目的以外に使用してはならない。

(事業成果の公表)

第 18 条 知事が必要と認めるときは、補助事業により行った事業の成果を公表しなければならない。

(書類の提出部数)

第 19 条 規則及びこの要綱により知事に提出する書類の提出部数は、正本 1 部とする。

(その他)

第 20 条 この要綱の規定にない書類等の様式、その他事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 12 月 22 日から施行する。

(別表1) (第4条関係)

	取組状況と要件	取組期間
必須要件 経営改善計画書 の策定と実行	令和7年度から補助事業者が取り組んでいる場合	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
	令和8年度から補助事業者が取り組む場合	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで
選択要件	(ア) 作業工程等の見直しに向けた、県工業技術総合センター等による技術指導の受講	令和7年4月1日から 令和9年3月31日まで
	(イ) 販路拡大に向けた、展示商談会への出展	
	(ウ) 価格転嫁や経営改善に向けた、コーディネーターによるサポートの利用やセミナーの受講	

(別表2) (第6条関係)

区分	対象経費及び補助単価上限額
酒造好適米	<p>1 対象経費 令和7年9月1日から令和8年2月15日までに支払いを完了した、 令和7年産県産酒造好適米の購入費</p> <p>2 補助単価上限額 93円/kg以内</p>
加工用米	<p>1 対象経費 令和7年9月1日から令和8年2月15日までに支払いを完了した、 令和7年産県産加工用米の購入費</p> <p>2 補助単価上限額 104円/kg以内 (うるち米) 150円/kg以内 (もち米)</p>